

佐久市協働のまちづくり推進会議 会議記録（要旨）

日 時：令和3年11月19日（金）

午後1時30分～

場 所：佐久市役所 701会議室

出席者：佐久市協働のまちづくり推進会議委員9名（欠席1名）

事務局（広報広聴課長・広報広聴課職員）3名

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議事項

（1）第二次佐久市協働のまちづくり計画（素案）について

ア 事務局より計画（素案）について説明

イ 委員からの意見等

委員：事例紹介や計画の進捗管理において、市民活動サポートセンター（以下、センターという。）がどういう役割を果たしているのかよくわからない。

事務局：進捗管理の図は、D0（実行）の部分は市民や行政が計画の取組事項を実施し、それをセンターが支援することを図示している。協働事例は、市民と行政の協働をセンターがコーディネートしているということだが、わかりやすくなるよう検討する。

委員：全体としてセンターの役割を明確にしたほうがよいのでは。

会長：センターの役割を示すイメージ図などを入れていただきたい。

委員：センターはPDCAの図で、Check（評価）やAction（改善）のところは関係ないか。

事務局：Checkの評価の作業として、推進会議において、市から計画の進捗報告を行うこと、また、サポートセンターから実施事業等について報告し、意見交換することを想定しており、その報告していることがわかるような追記を検討する。

委員：事例紹介を見ると、あたかもセンターが事業をやっているように見える。主役は市民。わかるように見出しを工夫したほうがよい。また、PDCAの図をセンター役割のところへ持ってきたらどうか。

事務局：見出し等、工夫する。また、PDCAの図は、構成上、センターの役割に持ってくるのは難しい。

委員：計画の中で市民という言葉が沢山出てくるが、協働のまちづくりの根幹は区にあると思うので、協働にふさわしい事業の例示に、「区民による」お祭りなど、追記したらどうか。

委員：区では新型コロナウイルス感染症の関係で今までどおりの行事継続が難しく、大変

苦慮しているところなので、何でも「区」で、となっても困る。

事務局：地域コミュニティの維持のための活動支援について明記しているので、市としては、区も含めた地域活動への支援に対する内容はここに記載している。

会長：地域コミュニティの維持について支援する項目へ、「活性化させる」又は「つながりを再構築する」というような表現の追記を検討されたい。

委員：「誰もが安心して幸せを感じながら住み続けられるまち」というのが根底にある。これには、「自分たちのまちを自分たちでつくる」という意識が大切。

会長：協働というと、NPO や市民活動団体のもので、他人事のように思えることがある。

まずは自分から、自分のまわりから、という意識を促す表記を検討されたい。

委員：協働のまちづくり計画の最終目標は何か。健康長寿なんとか、とかキャッチフレーズをつけたほうがよいのでは。

会長：この計画は、市の総合計画の7つの施策の柱のひとつ、「ひとと地域の力がいきる交流と協働のまちづくり」を達成するための個別計画で、目指す市の姿は総合計画で大きく描かれている。また、協働はそれ自体が目的ではなく、目的を達成するための手法を指しており、例えば今の健康長寿のまちを達成するための手法のひとつとして協働があり、その協働のやり方を市の中に広げていくための取組項目を本計画で示している。市として、健康や移住定住など様々な目標があるが、それを協働の手法を用いてみんなで達成していく、協働のまちづくりを進めることで、誰もが安心して暮らせるまちにしていきたい、というのがこの計画の目指すところである。

(2) 佐久市まちづくり活動支援金について

ア 事務局より計画(素案)について説明

イ 委員からの意見等なし

(3) 市民活動サポートセンター運營業務委託契約プロポーザル審査員について

ア 審査員の選出

イ 委員からの意見等

委員：サポートセンターの運營業務は、なぜ委託なのか。

事務局：市民活動のコーディネート業務は、専門知識や経験が必要であること、また、センター自体が、「中間支援組織」として中立・公正の立場であるべきで、協働における様々な主体のひとつである行政が直接運営することが難しいこと、の主に二つの理由から、委託でお願いしています。

委員：プロポーザルに一者しか申し込まないときはどうなるか。

事務局：プレゼンテーション審査は一者でも実施する。審査のうえ基準に満たない場合、候補者として選定しないことがある。

委員：業者が決まらなかった場合、どうするか。

事務局：業務の内容について再検討し、仕様書を変更して再度募集の可能性はある。

4 その他

事務局より

次回の推進会議の日程について、第二次佐久市協働のまちづくり計画（素案）に、今後の庁内調整で大きな変更点が出た場合には、12月の上旬に再度、素案の審議をいただく。軽微な修正のみの場合は、書面郵送による情報提供にとどめる。2月に計画案についての審議、3月には来年度のまちづくり活動支援金に関する審査を予定。

5 閉会